

# 世羅町商工会販路拡大支援事業助成要綱

## (目 的)

第1条 世羅町小規模企業等の振興に関する基本条例に基づき、世羅町内の小規模事業者が主体となって研究開発した新技術や新製品または主力製品の販路拡大を支援するため、産業見本市等へ出展する経費の一部を助成することを目的として本要綱を定める。

## (助成対象者)

第2条 前条に定める目的を達成するために、下記の各項目に該当する者を助成金の支給対象とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第122号)第2条第5項に規定する小規模企業者であり、世羅町に本店または支店等がある者
- (2) 世羅町商工会(以下「本会」という。)の会員事業者であること
- (3) 町税(国民健康保険税を含む)を滞納していない者
- (4) 風俗営業の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業でないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としている事業でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと
- (7) 助成の対象経費が他の補助金等の対象経費と重複していないこと
- (8) その他商工会長が認める者

## (定 義)

第3条 この要綱に定める「新技術」及び「新製品」とは、助成金の交付を受けようとする者が主体となって新たに開発した技術又は製品であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 助成金の交付を受けようとする者がこれまでに開発、生産したことのないものであって、経営基盤の強化や事業規模の拡大を図ることができるもの
- (2) 助成金の交付を受けようとする者がすでに保有する技術又は製品に、新たに開発した技術の要素またはこれまでに付加されたことがない他の既存の技術の要素を付加されたもの

2 「主力製品」とは、助成金の交付を受けようとする者が特に力を注いでいる製品であって、収益性の高い製品あるいは競合する市場において販売シェアの高い製品をいう。

3 「産業見本市等」とは、新技術、新製品または主力製品の販路拡大のための見本市、展示会、博覧会、商談会、物産展等をいう。ただし、助成金の交付を受けようとする者が単独で行う販売促進活動は除く。

## (助成の対象)

第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、人口規模の大きい市町において開催される産業見本市等へ出展する事業とする。

2 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、小間料(出展に際して主催者等に支払う場所代であり、売上に対して支払う歩合は含まれない。)、小間装飾費、備品借上料、製品運搬料とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

3 前項の規定において、助成金の交付を受けようとする者が、助成対象経費に対して、国、県又はその他の地方公共団体等から補助金の交付を受けるときは、その額を控除した額とする。

4 助成対象事業を実施する期間は、助成金交付の決定を受けた日から、当該日の属する会計年度

の末日までとする。

(助成金額及び上限)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 県内で開催される産業見本市等 30千円/回

(2) 県外で開催される産業見本市等 100千円/回

2 助成金の交付は本会の会計年度内において2回を上限とする。

(申請手続き)

第6条 助成金の交付を希望する場合は、助成対象事業へ出展する前に、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 販路拡大支援事業助成金交付申請書(様式1)

(2) 産業見本市等の開催が確認できる資料

(3) その他商工会長が必要と認める書類

(審査及び交付決定)

第7条 本会会長は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金交付決定書(様式2)を申請者に交付する。

(支給手続き)

第8条 申請者は、助成対象事業が終了後、次に掲げる書類を提出しなければならない。提出書類の内容を確認後、申請者の指定する口座に振込支給する。

(1) 販路拡大支援事業助成金実績報告書(様式3)

(2) 町税の納税証明書(様式4)

(助成金の返還等)

第9条 助成金を受けた申請者が、次の各号に掲げる事項に該当することが判明したときは、販路拡大支援事業助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した販路拡大支援事業助成金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 販路拡大支援事業助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(2) その他不正の事実があったとき

附 則

(実施の時期)

1 この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

(実施の時期)

1 この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。